

有効期間10年（令和15年12月31日まで）

令和5年5月26日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長  
（ 総 務 課 ）

広島県警察情報公開センター設置運営要綱の制定について（通達）

警察本部庁舎1階に設置している広島県警察情報公開センターは、広島県警察情報公開センター設置運営要綱の制定について（平成30年3月16日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。）により運営しているところであるが、個人情報保護制度の改正に伴い、旧通達を改正して別添のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達の施行をもって廃止する。

# 広島県警察情報公開センター設置運営要綱

令和5年5月改正

## 1 趣旨

この要綱は、別に定めるもののほか、広島県警察情報公開センター（以下「警察情報公開センター」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 設置

広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく行政文書の開示、個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報情報の開示、訂正及び利用停止並びに情報提供等の事務を行う窓口として、本部庁舎に警察情報公開センターを設置する。

## 3 管理者

警察情報公開センターの管理者は、総務部総務課長とする。

## 4 利用時間

警察情報公開センターの利用時間は、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する休日を除く日の午前8時45分から午後5時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時の休業日を設けることができる。

## 5 警察情報公開センターにおける行政文書の収集、管理及び提供

- (1) 管理者は、警察行政に係る白書類、統計資料、広報資料その他県民等に公表することが適当であると認められる行政文書等（以下「警察行政資料」という。）の収集を行い、警察情報公開センター内に閲覧コーナーを設置して、県民等の利用に供するものとする。
- (2) 各所属長は、警察情報公開センターにおいて、県民等の利用に供することが適当であると認めた警察行政資料を作成又は取得したとき、警察行政資料等送付書（別記様式第1号）と当該警察行政資料を管理者に送付するものとする。

## 6 警察行政資料の閲覧

- (1) 警察情報公開センターに備え付けられた警察行政資料について、県民等から閲覧の申入れがあった場合は、警察情報公開センター内での閲覧とすること。
- (2) 県民等への配布を前提として作成されたチラシ、リーフレット及びパンフレット等を除き、警察行政資料は警察情報公開センター外へ持ち出しは認めない。

## 7 警察行政資料の写しの交付

- (1) 警察情報公開センターに備え付けている警察行政資料の写しの交付については、警察行政資料交付申出書（別記様式第2号）の提出を受け、当該資料の写しを交付することができる。ただし、管理者において以下に該当すると認める場合を除く。
  - ア 著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれがあると認められるとき。
  - イ 写しの交付を行うことが適当でないとき。
- (2) 写しの作成に要する費用は、1枚（片面・A3版まで）につき、単色刷り10円とする。
- (3) 写しの作成に要する費用は、広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）の

## 定めるところ

により、当該写しを交付する窓口において現金で徴収し、領収証書を交付する。

(4) 写しの作成に要する費用として徴収する収入の歳入科目は、次のとおりとする。

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑収

## 8 運営上の留意事項

警察情報公開センター職員は、必要に応じ利用者に対する運営上の連絡を行うとともに、警察情報公開センターにおける広島県警察本部庁舎取締規程(昭和32年本部告示第1号)第7条に規定する行為等を認めるときは、速やかに、所要の措置を行うものとする。

## 9 文書の保存期間

- (1) 警察行政資料等送付書 1年
- (2) 警察行政資料交付申出書 3年度

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、警察情報公開センターの運営について必要な事項は、管理者が定める。



様式第2号

## 警察行政資料交付申出書

年 月 日

警察情報公開センター管理者 様

住所

氏名

連絡先

TEL

次のとおり、警察行政資料の写しの交付を求めます。

交付を求める警察行政資料の件名又は内容	
注意事項 写しの交付により得た情報は、適正に用いなければなりません。	

(職員記載欄)

交付年月日	年 月 日
交付文書数	文書 枚

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

新旧対照表

改正	現行
<p>1 趣旨 この要綱は、別に定めるもののほか、広島県警察情報公開センター（以下「警察情報公開センター」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 設置 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく行政文書の開示、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに情報提供等の事務を行う窓口として、本部庁舎に警察情報公開センターを設置する。</p> <p>3 管理者 警察情報公開センターの管理者は、総務部総務課長とする。</p> <p>4 利用時間 警察情報公開センターの利用時間は、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する休日を除く日の午前8時45分から午後5時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時の休業日を設けることができる。</p> <p><del>5</del> <b>[削除]</b></p> <p><u>5</u> 警察情報公開センターにおける行政文書の収集、管理及び提供 (1) 管理者は、警察行政に係る白書類、統計資料、広報資料その他県民等に公表することが適当であると認められる行政文書等（以下「警察行政資料」という。）の収集を行い、警察情報公開センター内に閲覧コーナーを設置して、県</p>	<p>1 趣旨 この要綱は、別に定めるもののほか、広島県警察情報公開センター（以下「警察情報公開センター」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 設置 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく行政文書の開示、<u>広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）</u>に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに情報提供等の事務を行う窓口として、本部庁舎に警察情報公開センターを設置する。</p> <p>3 管理者 警察情報公開センターの管理者は、総務部総務課長とする。</p> <p>4 利用時間 警察情報公開センターの利用時間は、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する休日を除く日の午前8時45分から午後5時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時の休業日を設けることができる。</p> <p>5 警察情報公開センターで行う事務 警察情報公開センターにおいては、次の事務を処理するものとする。 (1) 広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び広島県警察（以下「県警察」という。）で保有する行政文書の開示請求並びに保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止に係る請求（以下「開示請求等」という。）の相談、案内及び受付に関すること。 (2) 開示請求等に関する事務についての連絡調整に関すること。 (3) 開示請求に係る行政文書及び保有個人情報の開示の実施に関すること。 (4) 開示請求等に基づく行政文書及び保有個人情報に係る写しの交付に要する費用の徴収に関すること。（納入通知書により徴収する場合を除く。） (5) 開示請求等に係る審査請求の受付に関すること。 (6) 公安委員会及び県警察に係る個人情報取扱事務登録簿の備置き及び閲覧に関すること。 (7) 情報提供に関すること。</p> <p>6 警察情報公開センターにおける行政文書の収集、管理及び提供 (1) 管理者は、警察行政に係る白書類、統計資料、広報資料その他県民等に公表することが適当であると認められる行政文書等（以下「警察行政資料」という。）の収集を行い、警察情報公開センター内に閲覧コーナーを設置して、県</p>

民等の利用に供するものとする。

- (2) 各所属長は、警察情報公開センターにおいて、県民等の利用に供することが適当であると認めた警察行政資料を作成又は取得したとき、警察行政資料等送付書（別記様式第1号）と当該警察行政資料を管理者に送付するものとする。

#### 6 警察行政資料の閲覧

- (1) 警察情報公開センターに備え付けられた警察行政資料について、県民等から閲覧の申入れがあった場合は、警察情報公開センター内での閲覧とすること。
- (2) 県民等への配布を前提として作成されたチラシ、リーフレット及びパンフレット等を除き、警察行政資料は警察情報公開センター外へ持ち出しは認めない。

#### 7 警察行政資料の写しの交付

- (1) 警察情報公開センターに備え付けている警察行政資料の写しの交付については、警察行政資料交付申出書（別記様式第2号）の提出を受け、当該資料の写しを交付することができる。ただし、管理者において以下に該当すると認める場合を除く。

ア 著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれがあると認められるとき。

イ 写しの交付を行うことが適当でないと認められるとき。

- (2) 写しの作成に要する費用は、1枚（片面・A3版まで）につき、単色刷り10円とする。
- (3) 写しの作成に要する費用は、広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）の定めるところにより、当該写しを交付する窓口において現金で徴収し、領収証書を交付する。
- (4) 写しの作成に要する費用として徴収する収入の歳入科目は、次のとおりとする。

（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑収

#### 8 運営上の留意事項

警察情報公開センター職員は、必要に応じ利用者に対する運営上の連絡を行うとともに、警察情報公開センターにおける広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年本部告示第1号）第7条に規定する行為等を認めたときは、速やかに、所要の措置を行うものとする。

#### 9 文書の保存期間

- (1) 警察行政資料等送付書 1年
- (2) 警察行政資料交付申出書 3年度

#### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、警察情報公開センターの運営について必要な事

民等の利用に供するものとする。

- (2) 各所属長は、警察情報公開センターにおいて、県民等の利用に供することが適当であると認めた警察行政資料を作成し又は取得したとき、警察行政資料等送付書（別記様式第1号）と当該警察行政資料を管理者に送付するものとする。

#### 7 警察行政資料の閲覧

- (1) 警察情報公開センターに備え付けられた警察行政資料について、県民等から閲覧の申入れがあった場合は、警察情報公開センター内での閲覧とすること。
- (2) 県民等への配布を前提として作成されたチラシ、リーフレット及びパンフレット等を除き、警察行政資料は警察情報公開センター外へ持ち出しは認めない。

#### 8 警察行政資料の写しの交付

- (1) 警察情報公開センターに備え付けている警察行政資料の写しの交付については、警察行政資料交付申出書（別記様式第2号）の提出を受け、当該資料の写しを交付することができる。ただし、管理者において以下に該当すると認める場合を除く。

ア 著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれがあると認められるとき。

イ 写しの交付を行うことが適当でないと認められるとき。

- (2) 写しの作成に要する費用は、1枚（片面・A3版まで）につき、単色刷り10円とする。
- (3) 写しの作成に要する費用は、広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）の定めるところにより、当該写しを交付する窓口において現金で徴収し、領収証書を交付する。
- (4) 写しの作成に要する費用として徴収する収入の歳入科目は、次のとおりとする。

（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑収

#### 9 運営上の留意事項

警察情報公開センター職員は、必要に応じ利用者に対する運営上の連絡を行うとともに、警察情報公開センターにおける広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年本部告示第1号）第7条に規定する行為等を認めたときは、速やかに、所要の措置を行うものとする。

#### 10 文書の保存期間

- (1) 警察行政資料等送付書 1年
- (2) 警察行政資料交付申出書 3年度

#### 11 その他

この要綱に定めるもののほか、警察情報公開センターの運営について必要な事

項は、管理者が定める。

項は、管理者が定める。